

## 第2回東海村空家等対策審議会 次第

日 時 令和6年2月22日（木）

午後2時00分から

場 所 東海村役場2階 201委員会室

1 開 会

2 都市政策課長あいさつ

3 議 事

(1) 管理不全空家等，特定空家等の判断について

(2) その他

4 閉 会

## 議事（１） 管理不全空家等，特定空家等の判断について

令和５年６月１４日，空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され，同年１２月１３日に施行されました。

改正法では，新たに，管理不全空家等に係る措置が規定され，そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等に対して，空家法に基づく指導（又は勧告）ができるようになりました。

本審議会にあっては，東海村附属機関の設置に関する条例において，下記の事項に係る審議又は審査を担当することとなっています。ついては，管理不全空家等，特定空家等の判断について，意見を求めます。

### ● 東海村空家等対策審議会が担当する事項

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
村長	空家等対策審議会	1 次に掲げる事項の審議に関すること。 (1) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。 (2) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。 (3) その他空家等の対策に関し村長が必要と認めること。 2 次に掲げる事項の審査に関すること。 (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判定に関すること。 (2) 特定空家等に対する措置(勧告，命令，代執行及び略式の代執行に限る。)に関すること。

表－1 管理不全空家等，特定空家等の判断

	管理不全空家等	特定空家等
定義	法第 13 条第 1 項	法第 2 条第 2 項
措置の規定	法第 13 条第 1 項～第 2 項	法第 22 条第 1 項～第 17 項
認定に係る 判断の根拠 (主たるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理不全空家等及び特定空家等 に対する措置に関する適切な 実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)</li> <li>・東海村空家等対策の推進に關す る特別措置法施行細則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理不全空家等及び特定空家等 に対する措置に関する適切な 実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)</li> <li>・東海村空家等対策の推進に關す る特別措置法施行細則</li> </ul>
審議会の審査		
認定	不要	必要
措置	不要	必要 (勧告，命令，代執行及び略式の 代執行に限る。)